

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年2月9日（令和5年（行個）諮問第37号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（行個）答申第194号）

事件名：本人に係る特定駐屯地医務室のカルテの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成17年頃の特定駐屯地医務室のカルテ（特定部隊）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月18日付け防人衛第15846号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 私は、現役の予備自衛官であるので、私の医療記録は現在に至るまで存在する。仮に、移管又破棄されたのであれば、移管・廃棄簿に記載されているはずであり、文書不存在であることは無い。

イ 特定部隊に所属していた時に、怪我を負い診療を受けた事実がある。

ウ 私の特定部隊の診療録（カルテ）は、個人情報の保護に関する法律78条2項ロ、に該当し、私の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるべき情報である。

（2）意見書

審査請求人から諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されているため、その記載及び添付資料を省略する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「平成17年頃の特定駐屯地医務室のカルテ（特定部隊）」の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報が記録されている行政文書の保有を確認することができなかつたため、法82条2項の規定に基づき、令和4年8月18日付け防人衛第15846号により文書不存在による原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及びその理由について

本件対象保有個人情報記録されている行政文書については、陸上自衛隊特定駐屯地業務隊衛生科事務室及び科長室を探索したが、当該行政文書の存在を確認することができなかつたため、文書不存在により不開示としたものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「私は、現役の予備自衛官であるので、私の医療記録は現在に至るまで存在する。仮に、移管又破棄されたのであれば、移管・廃棄簿に記載されているはずであり、文書不存在であることは無い。特定部隊に所属していた時に、怪我を負い診療を受けた事実がある。私の特定部隊の診療録（カルテ）は、法78条2項ロ、に該当し、私の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるべき情報である。」として、不開示決定の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象保有個人情報記録されている行政文書の存在を確認することができなかつたため、文書不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和5年2月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月15日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年12月19日 | 審議 |
| ⑤ | 令和6年1月19日 | 審議 |
| ⑥ | 同年2月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報の存在を確認することができなかつたとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員を

して諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、平成17年頃の特定制屯地医務室の診療録の開示を求めるものであることから、同駐屯地業務隊衛生科事務室及び科長室を探索したものの、その存在を確認することはできなかった。

イ 陸上自衛隊の病院等において使用する診療に関する諸記録については、「自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令」（以下「訓令」という。）に基づき定められた「陸上自衛隊における診療等の実施に関する達」（以下「達」という。）別紙第2（第22条関係）において、8種類の諸記録の区分に応じて、保存期間がそれぞれ3年から10年までと規定されているところ、審査請求人が求める特定制屯地医務室の診療録の保存期間は5年であり、当該記録等に記載された最終月の属する年度の翌年度の4月1日から起算することとなっている。

ウ 審査請求人が開示を求める診療録の作成時点から本件開示請求時点までに既に16年以上が経過しており、仮に当時作成・取得していたとしても、上記イのとおり当該駐屯地医務室の診療録の保存期間は5年であり、平成29年度までに5年を空けずに同医務室で診療を継続して受けていた場合以外には保存されている可能性はない。いずれにしても本件対象保有個人情報の存在が確認できない以上、開示請求までの間に保存期間が満了し廃棄されたものと考えられる。

エ 本件審査請求を受け、念のため上記アと同様の探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在を確認することができなかった。

(2) 諮問庁から訓令及び達の提示を受け、当審査会において確認したところ、達の別紙第2（第22条関係）において、上記（1）イで諮問庁が説明するとおり、医務室における診療記録の保存期間は5年が設定されており、当該記録等に記載された最終月の属する年度の翌年度の4月1日から起算するものであると認められる。

そうすると、審査請求人が開示を求める本件対象保有個人情報の作成時点から本件開示請求時点までに既に16年以上が経過しており、同医務室で継続して診療を受けている場合以外には保存期間の満了に伴い廃棄されたと考えられるなどとする上記（1）ウの諮問庁の説明が特段不自然、不合理であるとはいえず、審査請求人が5年を空けずに当該医務室で診療を継続していたなどとの、これを覆すに足る事情も認められない。

さらに、本件対象保有個人情報の探索範囲も不十分であるとはいえず、他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美